

生徒指導規程

大竹市立玖波小学校

1 目的

この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものです。児童が安心・安全に学校生活や社会生活を送り、落ち着いて学習に取り組めるよう基準を示し、児童の自己指導能力を育成するために、必要な事項を定めるものです。

2 学校生活に関すること

(1) 登下校

①決められた通学路を通る。

②登下校時刻を守る。

登校 7時40分から8時25分の間に登校する。(8時25分始業)

下校 帰りの会終了後すみやかに、寄り道をせずに下校する。

③一度学校に来たら、忘れ物を取りに家にもどらない。

④欠席・遅刻・早退は、必ず保護者が担任または学校へ連絡する。

⑤遅刻・早退の際は、必ず保護者が送迎する。

遅刻をした時には、職員室に声をかけて教室へ上がる

(2) 服装等

①登下校中は制服(標準服)を着用する。校内では原則として制服(標準服)を着用する。

(詳細は別紙1)

- ・シャツの裾はズボンまたはスカートの中に入れる。
- ・スカートのサスペンダー(つりひも)は肩にかける。
- ・帽子は、不必要な飾りのないものとする。

②靴下は、白、黒、紺、グレー等の落ち着いた色の無地の物とし(小さいワンポイント可)
長さはひざより下とする。

③外靴は軽くて運動しやすいものを使用する。

上履きは白いシューズとし、絵や柄のないシンプルな物とする。

(底や周りのゴムの部分の色は自由)

④頭髪を染めたり、眉毛を剃ったりしない。

左右非対称の長さにしたたり、部分的に極端に長さを変えたりしない。(小学生にふさわしい髪形にする。)

また、前髪や横の髪が顔にかからないように、肩より下の長い髪は結ぶ。

ゴム・ピンの色は、黒・紺・茶とする。

⑤学校に来たら、すぐ、左胸に名札をつける。(下校時には外して置いて帰る)

上着等を脱いだらランドセルに入れ、名札は付け替える。なくした場合は、予備の名札を借りてつける。

⑥体育時には、規定の体操服・赤白帽子を着用する。体操服の裾は、体操ズボンに入れ、体操服の袖から肌着が出ないようにする。

(3) 持ち物

- ①必要のない物（お金、携帯電話、シャーペン、カラーペン、蛍光ペン等）は持ってこない。
- ②持ち物には、名前を書く。
- ③ランドセルや筆箱に、キーホルダーはつけない。
- ④冬期にカイロを持って来るときには、名前を書く。（ポケットから出さない。）

(4) 問題行動

暴言、暴力、指導無視、学習妨害、器物損壊（学校の物・友だちの物等を壊すこと）、いじめ等の行為をしない。

(5) 校内

- ①廊下や階段は右側を静かに歩く。
- ②先生がいない時は、体育館や特別教室、テラスに入らない。
- ③校舎や体育館の裏などの人目の届きにくいところでは、遊ばない。
- ④ボールやなわとびは決められた場所で使用する。

3 学校外の生活に関すること

(1) 帰宅時刻

夕方の帰宅時刻を守る。

夏期（4月～9月）は6時， 冬期（10月～3月）は5時

(2) 遊び等

- ①火遊び等危険な遊びはしない。
- ②川や海に行くときは大人の人と一緒に行く。
- ③子どもだけで校区外に行かない。
- ④用事がない時に子どもだけで店に行かない。
- ⑤家を出る時は、行き先や帰る時刻を家の人に知らせる。
- ⑥オンラインゲームやインターネットは家の人と約束を決めてからやる。
- ⑦公共物を傷つけたり、他人の物を勝手にさわったりしない。
- ⑧SNSなどに、個人情報や他人の悪口を書かない。

(3) 交通安全

- ①交通ルールを守る。
- ②自転車は左はしを通行し、スピードの出し過ぎ、曲がり角の大回り、二人乗り等の危険な乗り方をしない。ヘルメットの着用が望ましい。
- ③線路には入らない。

(4) 問題行動

暴力、器物損壊、喫煙、窃盗、万引き、落書き、火遊び等の行為を行わない。

4 特別な指導について

(1) 違反があった場合

- ①児童本人に指導を行い、保護者に連絡し、連携した指導を行う。
- ②不要な物（携帯電話、ゲーム等）を学校に持ってきた場合は、学校で預かり、保護者に取りに来てもらう。

(2) 特に、危険なことをしたり、人に大きな迷惑をかけたりした場合

- ①事実や原因を確かめた上、別室において説諭や反省文を書かせる等の指導を行う。
- ②学校にて、本人及び保護者同席のもと、状況説明をし、指導を行う。
- ③事態によっては、警察・子ども家庭センター等にも連絡し、指導を行う。
- ④必要に応じて関係者に謝罪をさせる。
- ⑤物品等を故意に破損した場合には、弁償を求める。

別紙1

	男子	女子
夏服	<ul style="list-style-type: none"> ○白無地の半袖シャツ (ポロシャツ等、汗をよく吸い取るもの、刺繍やポイントのないもの) ○紺色半ズボン 	<ul style="list-style-type: none"> ○白無地の半袖シャツ (スクールブラウス・ポロシャツ等、シャツ等、汗をよく吸い取るもの、刺繍やポイントのないもの) ○紺色・ひだあり・つりスカート 
冬服	<ul style="list-style-type: none"> ○上着 男女共通イートン型 紺ダブルボタン ○上着下 白無地の長袖シャツ (ポロシャツ等汗をよく吸い取るもの、刺繍やポイントのないもの) (半袖も可) ○紺色半ズボン 	<ul style="list-style-type: none"> ○上着 男女共通イートン型 紺ダブルボタン ○上着下 白無地の長袖シャツ (スクールブラウス・ポロシャツ、シャツ等、汗をよく吸い取るもの、刺繍やポイントのないもの) (半袖も可) ○紺色・ひだあり・つりスカート 
服	<ul style="list-style-type: none"> ○防寒のため、セーター・カーディガン・ベスト等の中に着る場合は、白・黒・紺・グレー等の落ち着いた色の無地の物とし（小さいワンポイント可）、袖や裾が上着の下から出ないようにする。登下校中は、上着を着ずにセーター類を着ることはしない。（パーカーは不可） ○タイツを着用する場合も靴下と同様の色とする。ただし体育のときは靴下に履き替える。スパッツ等を着用するときは、スカートやズボンの裾から見えないようにする。 ○体調が悪いときや厳寒時期は、登下校時に防寒着を着用することができる。ただし、ジャンパー・コート類、手袋、マフラー、ネックウォーマー等は、登校後外してランドセルの中に入れる。（ジャンパー等のフードは、安全上かぶらない。） 	

※儀式のときは上着（ボックス）を着用する、ただし真夏（7～9月）の儀式については例外とする。

※制服の購入場所については、特定しない。

附則 このきまりは、令和5年4月1日より施行する。